

令和6年

建設委員会会議録

とき 令和6年8月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会建設委員会

日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時00分～午後3時04分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 のだて稔史 委員 中塚 亮
委員 横山由香理

欠席委員 委員 木村健悟

出席説明員 鈴木都市環境部長 嶋田都市整備推進担当部長
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森 建築課長
中西環境課長 篠田 参事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木地域交通政策課長 山下交通安全担当課長
川崎土木管理課長 森 道路課長
(用地担当課長兼務)
大友公園課長 北原河川下水道課長
平原防災課長 羽鳥防災体制整備担当課長
伊藤災害対策担当課長 泉広町事業調整担当課長

○午後1時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

なお、本日は、議題に関連して、広町事業調整担当課長にご出席いただいておりますので、ご案内いたします。

また、木村委員は、ご欠席されるとご連絡をいただいております。

最後に、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 報告事項

(1) JR大井町駅線路切換工事に伴う列車の運休について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)JR大井町駅線路切換工事に伴う列車の運休についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、JR大井町駅線路改良工事に伴う列車の運休について、報告をさせていただきます。

1、概要でございますが、東日本旅客鉄道株式会社が区と連携して進めております広町地区のまちづくりに関連して、大井町駅のホームを拡幅することに伴い、列車の軌道に移設するため、JR京浜東北線の蒲田駅～品川駅間で運休を実施するものでございます。なお、本報告の内容は、令和6年8月6日火曜日に同社より発表されております。

2、運休の内容ですが、運休日は令和6年11月17日曜日、時間は初電から16時30分頃まで、区間は京浜東北線の蒲田駅～品川駅間でございます。悪天候等により工事を実施できない場合は、12月15日曜日に延期する予定とのことでございます。なお、工事が延期となった場合でも、11月17日の運休は実施するとのことでございます。

3、工事内容でございますが、別紙のJR東日本のプレス発表資料をご覧ください。中段のイメージ図と下段のホーム階平面図を併せてご覧いただき、工事を実施するのは、京浜東北線の大宮方面の線路およびホームでございます。線路をホームから見て外側に移設する工事と、それに伴うホーム拡幅の工事を実施するとのことです。

11月17日の工事に先立ちまして、ホーム拡幅に影響する前寄り3両部分のホームドアの撤去工事を今月より実施し、既に完了しており、関連工事が終了する令和7年8月頃に復旧予定とのことです。なお、その間の安全確保のため、JRにより警備員が配置されております。

別紙は裏面をご覧ください。運休区間が図示されておまして、運休中は、4、振替輸送についてに記載されている路線において、振替輸送が実施されます。

下段、5ですが、JRでは、今回の工事における問合せ専用電話窓口を、11月15日より記載の受付時間で開設されます。また、専用ウェブサイトでも案内が行われます。

JRでは、ホームドアの撤去等について、既に駅構内等で広報が行われており、今後、運休について

も、中づり広告等で広報を行う予定とのことでございます。

区では、広報しながわ10月21日号、区ホームページにより広報を行う予定であり、SNSやしなメールも活用して周知を行ってまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○のだて委員

今回は、大井町駅の拡幅をすると。線路の移設をするということで、この拡幅や線路の移設をする理由を伺いたいと思います。

また、この拡幅が何mぐらいあるのか、メートルまでいかないのかもしれないですけども、伺いたいと思います。今の資料別紙のホーム階平面図を見ると、8号車のところまでが拡幅になるという感じに見えるのですが、その辺りの、どういう拡幅になるのかというところも少しご説明いただければと思います。

それと、工事に当たって今回ホームドアを一時撤去するというので、JRで警備員を配置して安全確保に努めていくということですが、ほかに何かさらに説明するような安全対策があれば、伺いたいと思います。

それと、やはりこのホームドアが一時的になくなっていると。そうすると、やはり視覚障害者の方が、今まであったものがなくなっているということですので、一応警備員がいますけれども、視覚障害者の団体に、今そうなっているということを伝えているのかどうか。ぜひ伝えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

最初に、本事業の目的でございますが、JRによりますと、大井町駅をより安全な駅設備とするために、ホーム北側部分の通路を拡幅するために、線路を移設するためということで聞いていただいております。

拡幅についてでございますが、まず、JRのプレス資料の下段でお示しがされてございますけれども、ホームでございますが、ホームは最大0.7mでございますので、70cm拡幅するというので聞いてございます。

線路自体は、それよりも北側部分も移設しますので、線路部分の最大の外側への移設幅は80cmということで、数字を聞いていただいております。

また、ホームドア撤去に伴う安全対策ということでございますけれども、JRからは警備員を配置しているということで、私のほうでも確認をしておりますが、ホームドア撤去後に警備員を配置して案内をしているということで、安全対策を行っているということでございます。そのほかの安全対策については、聞いていたことはございません。

また、視覚障害者団体の伝達につきましては、改めてJRに確認をします。現在、そちらの団体へ伝達したという事実関係については確認してございません。

○のだて委員

視覚障害者の方々にはぜひ伝えていただくように改めて求めておきたいと思います。

それと、今回の工事の目的が、そうすると、線路を移設するためにホームの拡幅もするというので、線路を移設すると安全になるというところが分かりづらいのですが、そこを改めてご説明いただけたら

と思います。

○高梨都市計画課長

すみません。分かりにくい説明であったとするならば、おわび申し上げますが、目的は、まず、安全な駅設備とするためにホームを拡幅する必要があると。そのために、当然線路も移設しなければいけないということですので、ホームの拡幅のために、それに伴って線路も移設されるというところでございます。

○のだて委員

分かりました。逆だったということですね。ホーム拡幅のためにということですね。

そうすると、今までやはりJRとしては、混雑によって危険な場面があったという認識で、今、70cm広げると、それが解消されるということなのかということのを最後に伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

JRから聞いているところでございますと、冒頭説明の中でも申し上げましたとおり、今、駅近くでJRの開発が進められているというところに伴って、大井町駅を利用するお客様も増えていくだろうということで、より安全な駅設備、それと、スムーズな駅設備とするために、今回、ホームの拡幅をするというところでは聞いています。

○塚本委員長

ほかにございますか。

○中塚委員

品川区としては、今回の工事について、JR東日本に何か要望していることはあるのか。区としてはどういう立場にいるのか、伺いたいと思いました。

なぜなら、先ほどの質疑で、視覚障害者の方への情報提供について、現在のところJRからは特に把握していないということですが、やはり品川区民にとって大井町駅はとても大事な駅でありますし、あと、通勤・通学されている方はもちろん、もちろん庁舎内にもたくさん大井町駅から来られている方、大井町にもたくさんの企業がありますので、やはり駅利用者が、11月17日の工事で、不便にはなるけれども、知らなかったとか、伝達が行き届いていなかったとか、そういうことはあってはいけないと思うのです。やはり区として、JRに対して、特に情報弱者と言われる方々にしっかりと説明責任を果たすと。そういう立場で、JRにしっかりと要望していく。そういうことが必要なのではないかと思います。

なので、改めて今回の工事について、品川区としてJR東日本に何か要望しているものはあるのか。どんな立場でJR東日本に、何か要望しているものはないのかということをお伺いしたいと思います。

○高梨都市計画課長

区としてというところでございますが、今委員からもお話しいただいたとおり、区といたしましては、まさしく今回、日曜日とはいえ、区を中心核の大井町駅で電車が止まるというところでございますので、それをしっかりとJRに対して周知を徹底していただきたいといったところは申し述べているところでございます。

また、今、質疑の中でございました、情報弱者と言われる方々への伝達につきましては、本日ご意見をいただきましたので、速やかにJRに申し伝えるとともに、周知についてお願いをしたいと考えてございます。

○中塚委員

ぜひJR東日本に対して周知を徹底すると同時に、品川区としても、例えば、関係団体に独自に補足というか、別にこちらの主体の工事ではないけれども、区民にとっては影響の大きいことですから、情報提供するという事はあっていると思うのです。

障害者のことと言えば、例えば、車椅子利用者の方はいつも決まったルートで移動するけれども、この日に工事があることを知らなかったということになりかねませんし、様々な方が対象になるので、もちろん説明責任の第一義的なものはJR東日本が主体の工事ですから、そこにしっかり説明していただくということと、区としても関係団体に情報提供すると。そういうスタンスがあってもいいのかと思うのですけれども、改めて伺いたいと思います。

それと、正直言って、この手の工事といいますか、ホームの拡幅工事というよりも、線路を動かす工事で、残念ながら、JRは度々工事がスケジュールどおり進まずに、例えば、夜中終わって、始発から電車が動くはずだったのに動かなかったとか、私の記憶では、中央線とか、結構、この間起きているのです。もちろん事故のないよう、その後の、4時半までということですが、ただ、やはり少し振り返っただけでも、そういう実際工事をやってみて、スケジュールどおりには進まないということが起きているだけに、やはり品川の中心核である大井町駅の工事を、JR東日本にしっかりスケジュールどおりやっていただくということが大事になってくると思うので、工事自体はあくまでJRではあるものの、品川区としても、駅利用者の利便性を、できる限りの不便さをなくすという言い方になるのでしょうか。徹底していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

最初の関係団体への周知につきましては、区内部、調整を取りまして、できる限り周知に努めてまいりたいと考えてございます。

2つ目の工事のトラブルにつきましては、まさしく皆様予定を立てて、いろいろと事前の周知の下、動いていただくこととございますので、スケジュールを厳守していただきたいというところはございますけれども、やはり何はともあれ安全第一、しっかり安全な状態を確認してからまた電車を走らせていただきたいというところもございますので、併せてJR東日本に申し述べてまいりたいと考えてございます。

○塚本委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

なお、広町事業調整担当課長はご退席いただいて結構です。本日はありがとうございました。

(2) 令和6年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集について

○塚本委員長

次に、(2)令和6年9月区民住宅（空き室）入居予定者登録募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

私からは、令和6年9月区民住宅（空き室）入居予定者募集についてご報告をいたします。恐れ入ります。お手元の資料をご覧ください。

1、募集内容でございますが、9月に実施する区民住宅の空き室に関する入居予定者の登録募集となります。

2、申込み用紙の配布期間は、9月10日から9月20日まで、配布場所は、住宅課をはじめ、資料に記載をしております各施設でございます。

3、申込書の受付は、郵送で9月27日までに届いたものが対象となります。抽選番号については、10月9日頃までに申込者宛てに発送の予定でございます。

4、抽選日は、10月21日を予定しております。

5、抽選結果の通知については、10月30日頃までに申込者の方に発送の予定となっております。

6、広報については、広報しながわ、区のホームページへの掲載を予定しております。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、9月2日の月曜日に、区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付をさせていただく予定でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

よろしいですか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業について

○塚本委員長

次に、(3)戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小川木密整備推進課長

私からは、戸越六丁目18・20番東地区防災街区整備事業につきましてご報告させていただきます。両面印刷のA4判資料をご覧ください。

初めに、概要です。戸越六丁目地区では、令和3年度より密集住宅市街地整備促進事業を導入いたしまして、令和6年度に地区計画の策定を行うとともに、老朽建築物の建替え促進等による防災まちづくりを鋭意進めているところでございます。

今回、戸越六丁目18番、20番の東側地区で、区内4例目となります防災街区整備事業の実施について地域の意見がまとまってきたことから、事業の実施に伴う都市計画の手続を進め、災害に強いまちづくりを支援してまいります。

裏面をご覧ください。本事業箇所は、東急大井町線戸越公園駅の南側の補助第29号線に面する、赤い線で囲われた約2,000㎡の区域となります。

下の計画図をご覧ください。当該地区は、区道を挟み、北側の台形の敷地と南側の四角い敷地に分かれていまして、区道はそのまま、それぞれの敷地において防災施設建築物を建設し、補助第29号線沿道の延焼遮断帯の形成を図るとともに、東側の商店街が面する区道側では、避難時における安全な歩行者空間を確保するための建物の壁面後退を行う予定でございます。

表面にお戻りください。2のこれまでの経緯ですが、令和元年に本地区を対象といたしましたまちづくりに関するアンケート調査、令和2年から3年にかけて個別訪問調査を行い、令和3年からまちづくり懇談会、防災研究会の中でまちづくりの検討が行われ、本年3月に防災街区整備事業の実施に向けた準備組合が設立されております。

このような地区の取組を受けまして、区では、事業の実施に伴う都市計画の手続を進め、今般、都市

計画法第16条に基づく、権利者を対象といたしました都市計画原案の説明会を開催いたします。

3の都市計画原案説明会の開催ですが、日時は来月9月6日金曜日18時30分からと、翌日7日土曜日10時からの2日開催いたしまして、両日とも同じ内容の説明会となります。会場は、大原小学校体育館にて行います。

対象となる権利者数は17名で、防災街区整備事業の実施に伴う東京都市計画特定防災街区整備地区の変更、および東京都市計画防災街区整備事業の決定について説明いたします。

併せて都市計画図書の縦覧を9月5日木曜日から19日木曜日まで行うとともに、26日木曜日まで意見書の提出を受け付けいたします。

最後に、4の今後の予定でございますが、今年度中に都市計画の決定を行いまして、令和7年度に防災街区整備事業組合の設立、令和8年度に権利変換計画の認可取得、工事に着手し、令和11年度の防災施設建築物の竣工を予定しているところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、防災街区整備事業が、説明会も行われるということで事業が進められていると思うのですが、先ほど少しありましたが、各区道を挟んで両側で建物を建てる計画だということでしたが、今のこの建物計画、こういった形になっているのか。高さですとか階数、用途など、それを伺いたいと思います。

それと、今回の説明会の内容で、地区の変更というのがありますけれども、この中身というのですか、どういう変更なのかというところを若干伺いたいと思います。

○小川木密整備推進課長

2点のご質問でございます。

まず、建物計画、用途等でございますが、現在、まだ事業検討の段階でございますが、今のところ計画している内容をお伺いしますと、北側の敷地に関しましては、13階建ての建物を計画している。南側のところに関しましては、4階の建物といったところで、現在はその計画でいろいろな事業計画をしているといったところでございます。

用途につきましては、北側の敷地に関しましては、1階部分が店舗で、2階から13階までが住居スペース、そして、南側の敷地に関しましては、1階から4階まで全てが住居といったような形でございます。高さに関しましては、未定といったところでございます。

それと、特定防災街区地区の変更の内容でございますが、こちらは、現在、防災街区整備事業が行われている、また、行われた地区が区内で3つございますので、その3つに対しては、特定防災街区整備地区というのが指定されています。今回新たに防災街区整備事業を行うことになりましたので、今回のこの戸越六丁目の18・20番を、新たにそこに追加をするという変更を行うといったものでございます。

こちらの地区の変更に関しましての内容としては、最低敷地面積を定めたり、それとあと、間口率、あと、壁面の位置とか、そういったものをこの地区の中で定める都市計画でございます。

○のだて委員

建物が13階ということで、なかなか高いという感じがしますが、近隣の住民の方の意見も

ひ取り入れて反映していただきたいと思います。この間いろいろ令和元年から進めてきたという経緯が書かれておりますけれども、実際の話合いではどんな話合いが行われてきたのか、伺いたいと思います。

今回、権利者数としては17名ということで、この17名の内訳を伺いたいのですが、地権者、借地権者、区分所有者がいれば区分所有者、あと、借家人が何人なのか。こうした方々の中でどこまで合意が図られているのかということも伺います。

○小川木密整備推進課長

まずはまちづくりの検討中でのご意見、どういったものかといったご質問でございますが、まちづくり懇談会等の中では、やはり補助29号線の整備に伴うまちづくりを今後どう進めていけばいいかといった前向きなご意見であったり、あと、やはりここは商店街が面する場所になりますので、商店街のにぎわいの継続であったり活性化、そういったものもご意見として出ていたところでございます。

それとあと、権利者の内訳でございますが、こちら、今、資料に記載させていただいている17名の権利者の内訳といたしましては、土地所有者が1名、それと、借地権者が12名、抵当権者が4名の計17名となっております。このほかに借家権者が18名いるといったところでの内訳でございます。

合意のほうでございますけれども、こちら、土地建物の所有者の権利の方が、具体的な権利者、実質的な権利者という形になりますけれども、現在、13名中の12名の方は合意いただいております、残り1名の方に関しましては、現在まだ意思の表明、確認が取れていないといったところでございます。

○のだて委員

今、13名中12名が合意されているということですが、借家人も18人いるということですので、そうした方々との合意もしっかり図っていただきたいと思います。防災街区整備事業というのが、仕組みというか、流れ上、再開発と似たような流れになっていますので、今回も組合をつくって、3分の2以上の合意があれば進めていけるということになってしまいますので、ぜひ周りの方も含めて合意をしっかりしていくということがやはりまちづくりの前提になると思いますので、そうした形で区としても進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

委員おっしゃられるとおり、合意に関しましては、我々も同じように思っているところでございますので、組合には、引き続き全員合意をしっかりと目指すように、これからも協議はしていきたいと考えてございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

幾つか伺いたいと思います。まず、防災施設建築物のことですけれども、先ほど概要で、北側が13階、南側が4階、用途については、北側は1階が店舗で、2階から13階が住居と。南側は1階から4階まで住居と。高さは未定ということですが、もう少し概要を伺いたいたいですけれども、まず、北と南の延べ床を伺います。

あと、事業費、北と南の合計なのか、それぞれなのかあれですけれども、伺います。

あと、補助額、現状では予定額だと思いますけれども、伺いたいと思います。

それと、壁面後退により空地ができるということですが、この空地には何を造るのか、伺いたいと思います。

○小川木密整備推進課長

防災施設建築物の詳細な内容でございますが、容積率等、いろいろな細かなものに関しては、現在、事業をまだ検討中の段階でして、具体的なものというのは、事業費等も含めて、今のところまだ検討中といったところでございます。

あと、空地等のところにつきましても、現在、準備組合のほうでこれから検討していくといったところになるかと思えますけれども、やはりここは地区計画が定められていますので、そういったところでは、商店街のにぎわいであったり、また、防災性の向上につながるような空地の活用というのが見込まれるのではないかと考えてございます。

○中塚委員

検討中だということは今ご説明にあったのですが、ということは、区は把握していないということなのか伺います。

あと、空地についても、似た事例で見ると、よく公園にするケースが多いのかと、実感としては思いますし、しかも空地部分が分譲になって、建物の中で何か提供される部分があるのか分かりませんが、空地についても具体的に区は把握していないのか、伺います。

○小川木密整備推進課長

建築の詳細な計画の内容、事業費等につきましては、今のところ、区では詳細なものについては把握をしているところではございません。これから事業計画がしっかりと検討される中で、我々もしっかりと把握していきたいと考えてございます。

それと、空地の件でございますが、こちらは基本的にはやはり狭小地になってきますので、なかなか空地の創出というのは難しいといったところでは、ほかの防災街区整備地区のような道路であったり公園というのはなかなか整備ができないところではございますけれども、できる限り生まれてくる空地につきましても、しっかりと活用していきたいと考えてございます。

○中塚委員

要するに、事業概要について詳細は把握していないということですが、概要でいいのでご説明ください。

○小川木密整備推進課長

概要につきましては、先ほど申しましたとおり、北側には防災施設建築物で、建物が13階で、1階に店舗、2階から13階までが住居といった建物が建てられると。今のところの検討段階と。それと、南側に関しましても、申しましたとおり、建物は4階建て、1階から4階の部分が住居といった形での今の事業計画案だといったところで聞いているところでございます。

○中塚委員

何でこれを聞いたかという、もう9月6日と7日の説明会に、今私が聞いたようなものは、出席すれば既に配られている資料に書いてあるのです。なぜ委員会で説明できないのですか。もう1週間後ですよね。26日だから。そうですね。9月6日、7日には、延べ床も、事業費の想定も、補助額も、予定していることも、何ならイメージ図というのですか、カラー刷りで参加者には配られるのです。つまり、そこまでのものが既に、詳細は未定だけれども、概要として、これは今検討中のものだというものが、第1回と第2回、9月6日と7日に参加すれば見られるものが、なぜこの委員会では説明できないのかという問題提起なのです。

どういふものを建てるか決まっていなもののなのに、説明会なんかできませんよね。もちろん詳細は

変わりますという前提であることは当然だし、これから都市計画手続に入っていきますという、そういういろいろな前提の話がついてくるわけだけれども、毎回こういう報告のときに、資料にすら載らない。聞いても説明されない。では、どうするかというと、議員がこの説明会に行かないと分からない。これが品川区の言う説明責任なのですか。これは私、改めるべきだと思うのです。課長がその資料を見ているはずで、手にしているはずで、1週間後の説明会の資料を見ていないわけがない。これ、説明会の報告でしょう。こういうことが、説明会をされて、住民の意見を聴取しますというための報告なのに、どういうものを建てるのかの概要が説明できない。詳細は決まっていない。概要すら先ほど冒頭に質疑で述べたものだけ。こういう姿勢を私は改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小川木密整備推進課長

委員が今おっしゃられた詳細な内容と呼ばれるものでございますが、それは恐らく準備組合が用意したチラシで、当日は、都市計画の説明会の後に、準備組合から権利者の皆様に、事業の今のところの概要みたいなものが報告されると聞いてございます。

あくまでも今回の説明会は権利者様を対象とした説明会でございますので、まずは我々も権利者様に対して、区としましては都市計画の説明会を開催させていただきまして、準備組合のほうから権利者様に現段階の事業のご説明をしていただくというような形になってございます。

○中塚委員

準備組合が用意したものを、なぜここで示すことができないのか。そのことだと思うのです。今日の報告は、この場所でこういう計画でこういう説明会があります、その報告なのに、準備組合を用意した資料をなぜ委員会に示すことができないのか。もっと言えば、権利者には示すけれども、議会には示せない理由は何か、伺います。

○小川木密整備推進課長

繰り返しにはなりますけれども、まず、事業計画がまだ固まっていないといった段階では、今後の検討の中で変更されてくることも出てくるといったところでは、やはり準備組合のほうで、まずは権利者様対象に今のところの事業計画案等を示すという形で、我々も準備組合から伺っていたところでございます。

今回は、区としましては、あくまでも事業の詳細な建物とかの内容というよりは、都市計画の事業の内容についての都市計画手続、決定と変更等を行うといったところの部分で権利者の皆様にご説明させていただくといったようなところでございます。

○中塚委員

都市計画の手続に入ることが視野に入っているにもかかわらず概要を示せない、その理由を、変更があるからと今おっしゃいましたよね。今後変更があるものは議会には説明できないということですか。

○小川木密整備推進課長

変更という言葉でさせていただきましたが、あくまでもまだ事業計画が固まっていないので、変わるおそれがあるといったところで用いたものでございます。

○中塚委員

では、固まったものしか議会には示せないということですか。

○小川木密整備推進課長

事業計画がまだしっかりと方向性が見いだせていない中で、まだ権利者様にもお伝えしていないといったところでは、まずは先に権利者の皆様にご説明をするといったところで、このような流れになっ

ているのかといったところでございます。

○塚本委員長

中塚委員、これは同じやり取りが続いているので、そろそろまとめていただきたいと思います。

○中塚委員

聞いている方は、いろいろお感じになりながらやり取りを聞いたと思いますけれども、権利者に対して説明をするという区の行為をやりますという報告に対して、今議会に問われているわけですね。どうぞどうぞ進めてくださいという意見もあるでしょう。いやいや、どうなのだろうという意見もあるでしょう。その進めてくださいの中身を説明できなくて、一体何が議会の報告だと思えますか。こういう計画を進めるに当たって、今後、権利者に説明をしていきますという報告であるならば、今後変更があることを前提の上で説明をするのが行政の役割だと思えます。逆に言うと、決定したものしか報告しない。だとしたら、議会とは一体何の役割なのだと。新庁舎を見てください。冒頭の事業費よりも40億円ぐらい増えたか。忘れてしまったけれども、すごく増えましたよね。でも、きちんと理由を述べて説明するわけです。当初想定していなかったこともあり得るわけだし。決定したものしか議会に報告しない。決定していないから報告できない。こういう姿勢では、特にこういう様々な計画を今後とも、都市計画の手続まで、事業組合の解散までスケジュールが入っているのに示せないという姿勢はぜひ改めていただきたいと思います。

委員長の言葉もあるので、続けてもう1点、裏面の資料を見ていただきたいのですが、区道を挟んで、仮に北棟と南棟と言います。南棟の左右が少し空いていますよね。左側が補助第29号線との間で、右側が区道との間。これ、何で空いているのかというのが単純な疑問で、恐らくこの土地の所有者とともに、建物の所有者も含めて、なぜこだけキノコみたいな、軸の部分というのですか。そこをご説明いただきたいです。

○小川木密整備推進課長

南側の「補助第29号線」という文字が書かれているところよろしいでしょうか。こちらに関しましては、今、どちらかというとしめめの建物が建っておりまして、こちらの方に関しましては、そういったところもあって、今回、この区域にお声かけはしたのですが、参加の希望というか、の意思がなかったといったところで、今回、このエリアからは外している状態でございます。

右側の部分のほうに関しましても、建物ががかかっていたり、共同化というよりは、単独で建て替えたいといったようなご意見をいただいております。今回のこの防災街区整備地区の中には含むことができなかったといったような形でございます。

○中塚委員

まず、冒頭、議会への説明について先ほど質問したのですが、答弁がなかったので、改めて伺いたいと思います。広い意味で、まちづくりを進めるに当たって、説明会を開催するに当たって、事業計画を概要も含めて説明しないと。決まっていないから。決まってからだと。そういう姿勢は改めるべきだと先ほど質問しましたので、この点をもう一度伺います。

それと、仮に南棟の左右が参加されていない理由を、建物が新しいから参加、お声がけしたけれども、その意思が確認できたから、今回の計画には入っていないという意味合いかと思うのですが、だとしたら、先ほど合意のところ1人の方が合意していない。12人の方が合意しているということですが、その1人の方、合意できていなければ、この街区に何で入ってしまっているのかというのが疑問なのですが、あと、合意といっても、組合に入るかどうかの合意であって、自分の財産が将来どうなる

のかという詳細は今後ですよ。何だかまちづくりの計画を進めることを優先して、合意が取れないところは最初から地域を外したり、でも、1人の方は合意しないけれども、3分の2以上で押し進めていってしまう、そういう姿勢が見て取れるのですけども、最後、それぞれいかがでしょうか。

○高梨都市計画課長

前段の、事業計画が定まっていない段階でなぜ議会にかけられないのかというようなところについて、都市計画全般を所管しております私から答弁をさせていただきます。

様々な事業について、特にこの区域を絞ってのまちづくりについてはそうなのですが、やはり地権者の方々がどのような意思を持って、このまちをどうしていきたいのかといったところが非常に重要であると区としては考えてございます。

まだ事業計画がいろいろな可能性を帯びている、様々な可能性がある段階で、案の一つですというようなことで、区として公式にというか、説明をさせていただきますと、どうしてもそれが独り歩きしてしまうというような危険性もはらんでいるのではと考えているところでもございます。

まだこの段階では、しっかりと権利者の方々が中心として組織する準備組合の中で、ここをどのようなまちにしていきたいのか、どのような建物にしたいのかといったところをしっかりと合意を図っていただいて、案が取りまとまった段階で、また広く周辺の皆様等にお諮り、説明をする機会がございます。当然、その際には、議会にも説明会の開催の予定とともに、その内容についてもご報告をさせていただくというタイミングを取ってございますので、その中でまたご議論いただくということで考えてございまして、現段階においては、まだ地権者の方々中心で、ここの自分たちが住むこの地区をどうしたいのかという案を考えている段階。ただ、そのためには、都市計画の手続も進めなければいけないということで、権利者の方々を対象とした説明会に先立っての報告ということで今回させていただいたものでございます。決してまちづくりに関して議会の皆様を軽視しているというところでは、区としては考えてございません。

○小川木密整備推進課長

委員からのご質問で、なぜ合意の取れていないところを区域に入れているのかといったご質問だと思いますが、こちら、先ほどの南側に関しましては、確認して、意思のないといったところで区域から外したところではございますが、やみくもに合意があるかないかで区域設定をするといったところではございませんでして、やはり我々区といたしましても、防災の観点から課題があるような地区に関してはできる限り解消していきたいといったところで、今回は北側に関しましては、接道ができていない建物が4棟ございまして、この防災街区整備事業を行って、そういった接道できていない住宅についても解消していきたいといったところで、一定必要なエリアを設定した中で、現在の段階で1名の方の意思確認というものが取れていないといった状況でございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) グリーンスローモビリティの実証運行の実施について

○塚本委員長

次に、(4)グリーンスローモビリティの実証運行の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻木地域交通政策課長

私からは、グリーンスローモビリティの実証運行の実施についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1、概要です。区は、令和6年5月にSDGs未来都市の選定を受けており、地域公共交通の領域においても環境に配慮した新たな取組が求められているところでございます。近年、新たな交通モビリティとして、グリーンスローモビリティが注目されております。グリーンスローモビリティは、速度20km未満で走行する電動自動車であり、脱炭素化の取組に資するとともに、ゆっくりと走行する特性から、都市部では観光や地域活性化の目的での導入が広がっております。

区では、区内の歴史や水辺などの地域固有の資源や特性を活かし、また、観光資源の地域をつないで走行することにより、まちのにぎわい創出や活性化、エリアブランディングの向上を目的として、グリーンスローモビリティを活用した地域交通の実証運行を実施いたします。

次に、実施内容についてご説明いたします。別紙、運行概要をご覧ください。左側は運行計画の概要を、右側に運行ルートを示しております。運行形態は、定時定路線です。

運行経路につきましては、北品川駅前付近を出発し、旧東海道を通過、天王洲アイルに向かうルートとなっております。

運行期間につきましては、令和6年10月上旬となっておりますが、一般の方にご利用いただける期間は、現在のところ10月6日（日曜日）から11月24日（日曜日）を予定しております。

運行日・運行時間については、週4日、火・木・土・日曜日の10時から16時を予定しております。今回の実証運行では、運行主体は品川区、運行事業者は京浜急行電鉄株式会社が担っていただいております。

停留所数は6か所、休日・日曜ルートは5か所になります。

運賃は無料で、運行間隔は40分から1時間に1本を想定しております。

車両は、写真のとおり、eCOM-8²という車両を1台使用いたします。なお、都合により、11月16日からは、ゴルフカートタイプのYAMAHA AR-07を使用いたします。

右側をご覧ください。運行ルートにつきましては、平日・土曜日ルートは、1周40分程度の基本ルートで、歴史と水辺の観光拠点をつなぐことで、面的なにぎわいの創出を期待しております。観光客などの利用を想定しますが、沿線など地域住民の短距離輸送も併せて利用していただけるかと想定しております。

低速で運行いたしますため、交通量の多い道路については、一般の交通を妨げることがないように、一般車が追い抜くポイントを設置する必要があり、そこを確保させていただくとともに、後ろから来られた車が戸惑うことのないように、低速車運行という形で看板も設置させていただきます。

また、休日・日曜日については、旧東海道について車両規制時間帯が設けられていることから、往路についても八ツ山通りを経由するルートとなっております。

続いて、周知方法についてご説明いたします。前の資料にお戻りください。広報しながわ9月11日号やSNS等で広く周知するほか、近隣エリアの町会長会議、商店街、学校、各地域団体等に個別にご案内、ご説明をさせていただきます。

グリーンスローモビリティの実証運行の実施についての説明は以上です。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

地域公共交通ということで考えますと、基本的にはやはり住民の地域の移動を保証するというので、地域の方の利便性がよくなるように進めていただきたいと思います。

それで、今回、グリーンスローモビリティの実証運行ということでありましたけれども、今、コミバスもやっておりますが、役割の違いを伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

基本的に役割の違いと申しますか、コンセプトが違うということで、コミュニティバスについては、やはり地域の交通移動の手段を確保するというので、公的助成を受けながらコミュニティで地域の利便性を図っていくというところがございます。

グリーンスローモビリティにつきましては、一部、地方では移動手段として活用されているところもございますが、都市部においては、観光または地域活性化の手段として活用されているところも多く、品川区においてもそのような形で活用していければと思っております。

○のだて委員

なるほど。区としてはそのように考えているということですね。

グリーンスローモビリティ、先ほども地域交通として使っているところもあるということだったので、そういったことも品川でも考えられるのかと思ったのですが、まず、今回のこのルート、北品川駅から旧東海道、天王洲アイルというような循環ルートになっていますが、ここのルートにした理由を伺いたいと思います。

それと、今回、運賃は無料ということで、無料にした理由を伺いたいのと、今後、実施していく中でも無料にするのかどうかというところを伺いたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

まず、ルート選定の理由でございますが、区内、様々な場所がございますが、今回の目的と、あと、大きく影響しますが、やはり道路事情ということでございまして、道路の幅員、もしくは地域の方々が利用されている状況、あと、一方通行とか、そういう規制状況等を鑑みまして、観光、地域活性化の観点と道路状況を鑑みて、今回は北品川から旧東海道、そして天王洲というルートが、初回の実証運行についてはふさわしいという形で選定させていただいております。

2点目、無料の話でございますが、今回、実証運行ということでございますので、まず、区としても初めての経験、初めての取組ということでございますので、課題の洗い出し、それから、地域ニーズが実際にあるのかどうかという検証をアンケート等々により確認し、そこを含めて、次回以降、有償・無償、またはグリーンスローモビリティのルート、在り方を考えていければと思っております。

○のだて委員

そうすると、運賃は本番も無料もあり得ることなのか、そこを最後に伺いたいのと、あと、グリーンスローモビリティは通常の車両よりも小さいものだと思うのですが、そうすると、今、コミバスが西大井の循環ルートがいろいろ警察との調整が難航していると思うのですが、そうしたその後西大井の循環ルートでも利用していくということが考えられるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○櫻木地域交通政策課長

まず、将来的には無料の可能性もあるのかということでございますが、基本的には、そこは全くの未

定というか、実際に走らせてみて、その後、皆様のご意見であったりというところと、あと、有償になると、道路運送法上の制約が非常に高いハードルとなっているので、そこをクリアして有償化していくという必要もありますので、区としてどこまでどういう形でできるのかというのは、申し訳ございませんが、これから考えさせていただければと思っております。

あと、グリーンスローモビリティを西大井循環ルートで走らせることについては、こちら、最高速度は20km未満ということでございまして、西大井循環の辺り、平均して車は四、五十kmぐらいで走っておりまして、なかなか渋滞の可能性が大きいのかということで、可能性が全くないという話ではございませんが、現実的に警察の許可を得るのは難しいのではないかと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

西大井循環ルートのことで、今、45kmから50kmぐらい、そんなに早く走っている車は、私は正直、見たことがないのですけれども、結構皆さん、脇道というか、真つすぐの道でも、横から子どもたちもお年寄りも来ますから、運転手はむしろかなりゆっくり走っている地域だというのが私の実感です。

あと、警察の許可がないということは、協議はしてみたのかということのを伺いたいのです。つまり、今回、グリーンスローモビリティの実証運行のルート選定に当たって、西大井巡回ルートはルート検討に入っていたのかいないのか。ぜひ進めていただきたいという思いで質問いたしますけれども、その経過をご説明ください。

○櫻木地域交通政策課長

まず、西大井循環ルートにつきましては、非常に幅員が狭いということで、グリーンスローモビリティについては、今回、観光目的、もしくは地域活性化という観点から、基本的に西大井循環ルートというよりは、そのほかの観光資源があるようなところを中心に検討させていただいております。その中で、天王洲であったり、旧東海道というところを選定させていただいたということでございます。

今回、警察の協議はまだ行っておりませんが、もともと当初想定していないということと、あと、今回、先ほど警察の協議が難航していると申し上げたのは、今回、4月から検討を進めてまいりまして、かなり警察と様々協議を積み重ねてまいりまして、私どもも一定の知見というか、非常に警察のほうの断固としたご意見をいただいたりとかで、なかなかハードルは高いのかと感じているところで、先ほどそのように、可能性はゼロではない、協議はしておりますが、なかなか警察様のご意見等を踏まえると、ハードな道のりなのかと思っております。

○中塚委員

可能性はゼロではないというところをすごく期待したいところなのですが、まず一つは、要するに、西大井循環ルートは、区としてはどうしたいのかというところの区のスタンスを改めて伺いたいと思います。

先ほどから観光だったり地域活性化という話でありますけれども、住んでいる者から言わせると、地域の方が愛してやまない大仏さんがあります。伊藤公墓地もあります。大田区といえば大田区けれども、区境けれども、蘇峰公園もあります。もちろん七福神のルートにもなっております。地元だからといって、ほかと比べるわけではありませんが、住んでいる方はそこを誇りに思っている資源はたくさんあります。品川区中にももちろんありますよ。

地域活性化という意味でも、やはり坂が多いということで、移動に困難を感じる、特にお年寄りが多

いです。日常生活、買物するのも、病院に行くのも。そういう意味では、グリーンスローモビリティの目的にも合致すると思うのです。

なので、ぜひとも様々な技術活用して、何とかこの地域を通していただきたいと思うのですが、改めて区の姿勢を、要するに、西大井地域をどうするのかということをお願いしたいと思います。

○櫻木地域交通政策課長

区のほうでは、過去に交通サービス圏域外という概念で、鉄道の駅であつたりバス停から少し距離のある地域を何か所か選定させていただいて、それについて、大井地区の循環でないほうには、コミュニティバスを試行運行しているという状況でございます。こちらについて、引き続き区として何らかの交通的な課題解決に向けて努力をしていきたいという思いは変わってございません。

それで、先ほど委員からありましたように、新しい技術等が出てきておりますので、今回、グリーンスローモビリティのご報告でございますが、グリーンスローモビリティ以外にも様々な交通の手段等が出てきておりますので、その辺りを総合的に考えて、どういう形で解決していくかというのは今後も検討してまいりたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。幾つか聞いていきたいのですけれども、まず、例えば、車椅子の方ですとか、ベビーカーの方ですとか、そういった方の利用についてはどのような配慮がされているのかを教えてください。

あと、今回、実証運行ということなのですけれども、ビッグデータですとか、携帯の移動情報みたいなところで、今回、こういった内容の実験にすることを事前に検討させていただいて、こういったことを実際に実験してみるというような分析をしていただいて、実施していただくのかと思うのですけれども、どういった検討結果だったのかということをお教えいただけたらと思います。

また、地域のいろいろな実証実験、今回、今年度いろいろやっていくと思うのですけれども、その全体の中の一つとして、グリーンスローモビリティの実証運行というところの位置づけかと思うのですが、例えば、ほかのアプリの導入ですとか、サイン計画みたいな部分に関しても、この実証運行の中で試験的に何か同時にやっていくものがあるのかどうかというのを教えてください。

○櫻木地域交通政策課長

まず、車椅子、ベビーカーという、いわゆる弱者の方への配慮ということでございます。ここに記載がされております写真のe COM-8²につきましては、後部座席、後ろのハッチが開きまして、そこから車椅子をお乗り入れいただけるような構造になっておりますので、車椅子のままお乗りいただけます。

期間の最終週につきましては、AR-07という機種になります。こちら、ゴルフカートタイプになりますので、そのままお乗りはいただけませんが、座席にお座りいただいて、車椅子を畳めば、お乗りいただけるような状況でございます。

ビッグデータにつきましては、今回、グリーンスローモビリティというよりは、今後のデマンド交通であつたりとか、その辺りで地域選定であつたり、もしくはミーティングポイントの選定という形で活用していくことを考えております。

アプリとかサイン計画につきましても、デマンド交通のほうで活用していくのかと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

今、横山委員からもあったのですけれども、観光ということが一つの試験の眼目とすると、スペースの課題があって、観光だと、結構荷物をそれなりに持ってこられる方もいると思うのです。多分、機種がこのように、16日からは乗客の数も減る、より規模が小さくなったりとかするのですが、やってみてというところだと思うのですけれども、あとは、モビリティの中でもいろいろなメーカーが、いろいろな大小があって、当然走れる走れないとか、エリアの道路状況とか、それこそ警察の関係とかもあると思うのですけれども、一度これでやってみてというところだとは思いますが、観光主眼であれば、もう少しそういうラゲッジスペースのあるような機種にするとか、それはあるのかと思いましたが、あとは、観光であれば、グリーンスローモビリティの中には、検討とか議論の俎上の中にあっただろうか分からないけれども、いろいろ品川区だったら、例えば、大井競馬場があって、引退の馬とかがいて、馬車もグリーンスローモビリティですよ。旧東海道というのは、そういうまさに江戸時代とか、そういったときの時代の趣とか、観光というのであれば、わざわざ機械、電動だとか、少しでも省エネなどというのも、引退馬をどうしようかなどという話があるわけだから、そういった観点も、例えば、このエリアにおいては特にそういうものが、馬車などがあってもいいのかと思うのですけれども、そもそもそれが議論の俎上にあっただろうかというところ。

それから、今後、ここは観光という一つの主題においてやるわけですが、あとはミッシングエリアというか、いろいろなところで、先ほどのだて委員からもあったのだけれども、コミュニティバスの試験もやっているのだけれども、これがさんざんずっとあって、そういう3つの中で今1つやっただけしているのだけれども、今さらなのだけれども、例えば、山坂というか、坂が多いエリア、品川区もあります。旗の台のほうとか、港区の区境にもあると思うのだけれども、そういう坂の行き来なども、一つの定点から見たら、どのぐらいの圏内に駅があるとかあると思うのですが、買物などでも、あの辺の人たちというのは、車を結構持っていらっしゃるのかと思うのだけれども、下りはいいかもしれないけれども上りはきついかということでの活用方法、これは、あとはまた道路の状況にもよって、スピード、速度とかというのがいろいろあるのだと思うのですけれども、そういった観点での活用検討とか、これはいろいろな言葉が、デマンドだ何だ、いろいろ今後、これまでも出てきていると思うのだけれども、その辺の展開についてももしあれば、教えてください。

○櫻木地域交通政策課長

馬車の地域交通としての活用ということかと思いますが、申し訳ございません、議論の俎上の中では出てきていないのですが、もともとあの辺りで馬車というか、人力車等もあった時代もあったかと思えますので、そういう形で歴史を活用していくような形で、何かしら観光と協力していければいいかと思っております。

あと、坂については、現在、区として意思決定する際に、一定の指標を用いて定量的に評価して、その中で交通の圏域内外という形で点数化して、その中に坂の有無というのは現在のところは入っておりませんが、今後の検討の中で、そういう坂も非常に一定の評価が要するという話になれば、もしくは定性的な形で少し考慮する余地はあるのかと思っております。

○つる委員

馬車、人力車も含めてですけれども、観光でいろいろなイメージでやるというのだと、こういうトレ

ンドでこの手の機種というか、車種というか、これがあるのでしょうかけれども、後発なのかどうか分からないけれども、その辺は地域交通政策課という視点と文化観光課、名前が変わったか分からない。文化観光とか、連携してやっているのだと思うのですけれども、何をすれば価値が新たに生まれるのかとか、何と何を結びつけたらもう少しまいこといくのかという観点は、これは今回これをやってみた上で必要ということは考えているのだと思うのですけれども、そうすることで、ポテンシャルとよく言うのですが、なかなかないところに無理くり合わせて抜くのではなくて、ある程度温めてやっていくということも一つありかと思えますし、その辺はぜひお願いしたいと思えます。

あとは、馬というのは、引退馬とかの課題というのはずっと言われていますよね。どうしたらいいのだろうと。これは、そうすると、違う所管とかになったり、また、大井競馬のほうとか、いろいろあるのだと思うのですが、ずっと課題としてあるわけですよ。ホースセラピーとか。であるならば、そういったところに活躍の場を与えるということも、これは一つありなのか。環境の整備とか、衛生面とかいろいろあるのだと思うのですけれども、飛行機が飛んでいるから馬が音を怖がってとかという課題もあるのかもしれないし、そういったところも全部含めて、そういう創意工夫というのは必要かと。

あと、坂については、これは絶対よくやってくれたと言ってもらえるのではないかという期待もあるのです。結節点でいうと、坂というのは結構課題ですよ。なので、その視点は、せっかくこういう地域交通政策課という観点で、やはり坂という視点、上り下り、ここにおいて何か必要な課題解決方法があるのではないかという。電動の自転車を見ていると、乗せてもらったら楽だろうと思うようなシチュエーションもあるのです。

なので、そういった観点も含めて、これはここの実証実験を通しながら、そういった視野もぜひ入れながら、検討してもらえたらと思えます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 安全性確保対策を検討するバス停留所について

○塚本委員長

次に、(5)安全性確保対策を検討するバス停留所についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川崎土木管理課長

では、私からは、安全性確保対策を検討するバス停留所についてご報告いたします。

まず、A3の資料をご覧ください。本件は、令和2年度の建設委員会におきましてご報告しました品川区区内における2か所のバス停留所の移設が完了したため、改めてご報告をいたします。

まず、1番の経緯です。国土交通省は、平成30年に発生した横浜市内でのバス事故を受けて、全国のバス停留所における安全性確保対策について実態把握を行い、検討会を設けて、安全性確保対策を実施していくこととしました。

2番、安全性確保対策が必要なバス停留所の公表についてです。国土交通省関東運輸局は、令和3年1月29日に、都内において安全性確保対策が必要なバス停を公表し、区内では2か所が該当しました。そのバス停といたしますのが、資料の2番にある表でございます。

該当する2か所のうち1か所は、(1)番、荏原一丁目の停留所です。桐ヶ谷通りの渋谷駅東口方向のバ

ス停です。

恐れ入ります。別添資料に安全上の優先度判定がございますので、こちら、A4の別添資料も併せてご覧ください。荏原一丁目の安全上の優先度判定につきましては、Bランクでした。資料にありますとおり、状況としましては、停留所にバスが停車した際に、交差点にバスの車体がかかる状況でした。

では、また再度、A3の資料にお戻りいただき、2か所目のバス停についてです。該当したのは、(2)番の西大井二丁目のバス停留所になります。こちらは、滝王子通りの西大井駅方向のバス停になります。

再度別添資料を見ていただきますと、安全上の優先度判定につきましては、Cランクでした。状況としましては、交差点の前後5mの範囲にバスの車体がかかる状況でした。

恐れ入ります。1枚目の資料にお戻りください。3番の対策状況です。国土交通省関東運輸局東京運輸支局が中心となって進めている検討会では、優先度が高い順から、交通管理者、道路管理者等と協議を進めながら、安全対策を実施してまいりました。

資料右の写真をご覧ください。バス停留所の移設により、安全対策が完了した区内2か所のバス停の写真です。

(1)の荏原一丁目につきましては、令和3年4月に移設が完了しました。移設前のバス停は交差点に近接していましたが、写真の赤枠で囲まれた「移設後」と示してありますとおり、約5m後方にバス停を移設しました。

続きまして、(2)番の西大井二丁目につきましては、先月7月に移設が完了いたしました。移設前のバス停につきましては、こちらも交差点に近接していたため、赤枠で囲んである写真のとおり、約10m後方に移設いたしました。

品川区内では、このたび2か所のバス停留所について、路線バス事業者と改善に向けて検討を行い、移設を実施し、安全性を確保いたしました。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○中塚委員

安全性確保対策ということで、バスの事故を受けての対応ですけれども、乗客の方々が事故のないように様々な工夫を今後とも進めていただきたいと思います。

1点伺いたかったのが、点字ブロックのことなのです。2か所が完了したということで、資料には写真も「移設前」「移設後」とあるのですけれども、移設後のバス停に黄色い点字ブロックが見当たらないのです。現状もしあればそれでいいのですけれども、そこを確認させてください。

以前から視覚障害者の方が自宅からバスに乗って目的地に行くに当たって、バス停の位置が分からないと。バス停の前に点字ブロックをぜひつけていただきたいというお話を私も伺っていただいて、区にも伝えて、結構、バス停の停留所の足元に注意喚起の点々の点字ブロックが結構広がってきたと私は見ていたのですけれども、これを見ると見当たらないので、もし現状なければ、ぜひつけていただきたいということと、バス停を設置するときには必ず点字ブロックはつけていただくように、せっかく地図が頭に入って、ここで乗って、あそこだといっても、バス停のこの位置が分からないのです。ぜひそういう視点も持っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○川崎土木管理課長

今回移設したバス停につきましては、確かに点字ブロックというものは整備されておられません。確か

に障害のある方、また、高齢の方とか、様々な方がご利用されますので、今後も各関係者と連携しながら適切に対応はしていきたいと考えております。

○中塚委員

適切に対応していくということですが、ぜひバス停には点字ブロックをつけるということを基本にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

結構狭くてつけられないとか、いろいろあるみたいなのですが、後からつけていただいたところも、私、あちこち見に行きましたが、工夫すればつけられるのです。切々と訴えられたのが、視覚障害がある方が移動するときに、どれだけの不安を感じながら移動するかと。その中で、バス停というのは、歩道の真ん中にあるというか、壁際ではないだけに、手探りのようにバス停の位置を確認するという話を聞いて、これは点字ブロックを引くことで少しでも位置が分かるのであれば、ぜひやっていくべきだと思うのです。

恐らくいろいろなバリアフリーの基準とかで、なかなか徹底されていないもとの問題があるのかもしれないし、道路管理者がつけるべきなのか、バス事業者がつけるべきなのか、そういうのは、視覚障害者にとっては、行政のほうでそういう問題は整理していただいて、安全に移動ができる環境を、今回、安全性確保対策ということで、わざわざ位置を変えて安全性を高めたいという視点でやっているわけですから、ぜひバス停には点字ブロックをつけるということを原則にさせていただきたいと思うのですが、改めていかがでしょうか。

○森道路課長

まず、点字ブロックですので、道路課長からお答えをさせていただきますけれども、バス停につきましては、今回移設した部分について早急に確認をし、必要性があれば、あるいは、物理的に可能であれば、設置をしていきたいと考えております。

それから、ほかのバス停につきまして、今までも視覚障害者団体の方から、こちらの、例えばバス停から施設に行くまでの間に、いわゆる施設の前とバス停にというようなご要望をいただいて、その要求に応じて設置をさせていただいております。

基本的には、それ以外では、大井町なり旗の台のバリアフリー構想に基づいて設置をしてきたところですが、こちらとして、視覚障害のある方が分かりづらいのだというようなバス停について、それぞれ優先順位というものもあるのかと思っています。

バス停以外の点字ブロックについても、今、協会の方といろいろお話をさせていただいているので、その辺も含めて、ご要望のあるところを順次お伺いをして、しっかりとつけていければと思っています。

○中塚委員

ありがとうございます。ただ、1点気になるのが、要望のあったところをつけていただけるということで、本当にありがとうございます。ただ、要望があるだけではなくて、今、ユニバーサルデザインとか、さんざん議論されているのは、やはり必要な人がいたときにやればいいという社会ではないと思うのです。やはり必要な方がいる以上、バス停には点字ブロックをつけるということを、ぜひ道路管理者として、また、バス事業者の社会的責任としても原則にさせていただきたいと。最後、要望だけして終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) (仮称) 勝島人道橋整備工事説明会について

○塚本委員長

次に、(6) (仮称) 勝島人道橋整備工事説明会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、(仮称) 勝島人道橋整備工事説明会についてご報告いたします。A4判両面カラーの資料をご覧ください。

(仮称) 勝島人道橋につきましては、本年度から整備工事を実施しており、現在、下部工の工事に当たっての準備を進めているところです。そこで、実際の工事に先立ち、工事に関する説明会を行います。開催に当たっては、お知らせビラの回覧や、地域にお住まいの方々へのビラの配布を行い、周知をいたします。

開催日時ですが、令和6年9月26日木曜日19時から行います。これに先立ち、18時から説明会の開始前まで、会場に工事概要のパネルを掲示し、ご自由にご覧いただく時間を設ける予定です。

会場は、区立鮫浜小学校の2階体育館でございます。

資料の裏面には、今後のスケジュールと整備イメージを載せておりますので、ご覧ください。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

1点だけ。先ほども少し説明がありましたけれども、周辺住民の方含めて、しっかり説明会があるということを周知していただきたいと思います。何かご答弁があれば、伺いたいと思います。

○森道路課長

これまで勝島人道橋の説明会については、周辺地域、広い範囲で8,000戸でしたか、ビラをまいております。これまで100人以上の、説明会に参加していただいた方、2回やっておりますけれども、おられます。今回も、遺漏のないよう、しっかりと周知をしていきたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

整備イメージを、いつも出てくる絵ですけれども、もしかしたら既に議論があったかもしれず、繰り返しになって申し訳ないのですけれども、橋までに、中央が階段ですよね。階段があつて、平たいところがあつて、階段があつて、橋に渡るという絵になっていきますけれども、当然、Sの字のようにスロープがあります。どうしてもこういう形になってしまうのだらうと思うのですけれども、やはりベビーカーの方、あと、電動車椅子の方、あと、車椅子に乗ったお年寄りを後ろから押している方、その方の話を聞くと、スロープが一番遠回りなのですよね。これは橋の高さがこれ以上下げられないから、こういう形に、いろいろ考えたけれども、この形になってしまったのか。いや、分かりますよ。スロープのほう距離的に長くなってしまふということは、どうしても理屈上そうなるのはそうなのだらうけれども、ただ、そこを利用される方にとっては、逆に、できるだけ緩やかで短くというのを思うのも当然なわけで、電動車椅子の方はウイーンと行けても、特にお年寄りの車椅子など、後ろから押す方、結構大

変なのです。

そういうお声も、設計のほうは確認しながらこれしかないのかと思うのですけれども、何とかならないのかと。何とかならなかったのかという点と、そうは言っても、工夫した点とか、いろいろあるでしょうから、そこを、直せとは言いませんけれども、そういう視点も必要かと思ったので、質問させていただきました。いかがでしょうか。

○森道路課長

スロープにつきましては、こちら、設計する側としても、しっかりと最短距離で行ければというところでございます。ただ、道路の勾配の基準として、数字が示されております。5%という数字でございます。5%とすると、5cm上がるのに1mかかるということになります。

今回の橋の高さにつきましては、下を船が通るということもありまして、橋の下の空間を、水面までの空間を確保しなければならないということが一つの条件、それから、花海道からアクセスすることで、その高さがフィックスされている。そうしますと、2m近く垂直方向に上っていくということになりますので、この長さのスロープがどうしても必要になってくるというところでございます。

逆に、今度、出島の部分については、スロープを設けるための出島の部分というような形になってまいります。

確かに、例えば若い方であったりとか、ベビーカーを押されるお父さん方ですと、もっと勾配がきつくても行けるのかという感じもします。ただ、車椅子を自力で上っていくという方のことを考慮いたしますと、東京都の基準で示されております、福祉のまちづくり条例に基づいた数値をしっかりと確保していくということが大事だろうと思っておりますので、そういった観点で設計をさせていただいたところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 子供の森公園改修工事説明会の開催について

○塚本委員長

次に、(7)子供の森公園改修工事説明会の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、子供の森公園改修工事説明会の開催についてご説明させていただきます。資料は、A4判片面刷りのものをご覧ください。

1、経緯でございますが、子供の森公園は、平成12年の改修から25年が経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況です。また、公園予定地における下水道工事の完了や品川区清掃事務所北品川分室の移転を見据えて、スポーツ施設や遊具等の公園施設を更新し、安全性や利用のしやすさが向上するよう再整備を行うものでございます。

2、説明会の実施ですが、都市計画公園とすることで、公園としての位置づけを確実なものとするため、都市計画法第16条に基づく説明と公園の改修計画についての説明会を実施いたします。日時と会場につきましては、記載のとおりでございます。実施に関しましては、チラシ等により周知を図ってまいります。

3、整備概要といたしまして、整備方針とイメージ図をお示ししております。整備方針は、かいじゅうのコンセプトを継承した再整備、子どもたちのスポーツ振興の場を継承した再整備、目黒川の遊歩道と一体となった開放感のある空間の創出でございます。イメージ図になりますが、左側が目黒川、右側が山手通りとなります。

また、配置計画として、右側からメインエントランス、森ゾーン、広場ゾーン、図の奥側に野球場およびバスケットコート、そして、幼児用の遊び場と駐輪スペースを設ける計画でございます。現在、この整備方針、計画に基づき設計を進めるところでございます。

4、スケジュールについては、令和6年度は設計と都市計画手続を行い、令和7年度から8年度にかけて工事を実施する予定でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回、子供の森公園改修ということで、以前のときにも、かいじゅうがいなくなったということで、様々利用者の方からも声がありましたけれども、今回、イメージ図の中にも恐竜が描かれておりますが、今ある恐竜はそのまま残されるのかどうか。減ってしまうかどうかというところを伺いたいと思います。

そういったところも含めて、やはり利用者の方の意見をしっかり聞いていただいて、今回の説明会も利用者の方にも周知をしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうかというところ。

実際、声を伺ってしまして、結構、この野球場のところでは高齢者クラブの方がグラウンドゴルフをやっているそうなのです。火曜日と木曜日で週2回やっているみたいで、工事に入ってしまうとその間使えないということになってしまうので、ぜひ代替地を確保していただきたいと思いますのですけれども、近くには品川学園もありますので、そのグラウンドを利用するか、何かそうしたことができないのかというところで、区としても力を尽くしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうかというのと、このイメージ図の奥のほうに、先ほど駐輪場と幼児用の広場というのですか、造るということだったのですが、ここのつながりがないような感じがするのですけれども、そこの考え方というか、を伺いたいと思います。

○大友公園課長

今現存するかいじゅうを残すのかというところのご質問についてなのですがすけれども、今回、テーマとして、引き続きかいじゅう公園というコンセプトで整備をさせていただくという形になるのですが、新たにかいじゅうのモチーフを考えた複合遊具であったり、そういうものも配置するのですがすけれども、現存するかいじゅうについても再利用できないかということ、これから行う実施設計の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、意見を聞いて、できるだけそれを反映しながら進めてもらいたいという件につきましてなのですがすけれども、今回も説明会の中で様々な意見があるかと思うのですが、これまでの進め方の中でも、近隣の小学校を対象にしましたワークショップの実施であったり、近隣の方、近い方の住民のアンケート調査、また、近くの保育園、また、公園利用者のヒアリング調査等々の実施の結果を踏まえまして設計を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目、グラウンドゴルフの実施と、また、野球場を野球として利用されている方の代替とか、そのようなところについてというところなのですがすけれども、我々としてもできるだけ公園、現状、利用され

ている方の利用の不便を少しでも短い期間にしたいと考えておまして、野球場のゾーン、こちらの工事を先行して実施して、こちらが完了次第、部分竣工させまして、使えるようにし、できるだけ利用の不便が少ないような形でやっていきたいと考えているところではございます。しかしながら、代替地がここという形の示しはなかなか難しいのかというところで現状考えております。

続いて、奥のほうとのつながりというところなのですけれども、こちら、目黒川の遊歩道に隣接する土地となっております。公園となっているところというところで、目黒川の遊歩道を活用しまして、一体となる整備というところで考えているところでございます。

○のだて委員

利用者の方の声はこれまでも聞いてきたというようなお話でしたけれども、ぜひこれからも聞いて、それを反映していただきたいと思います。

それと、グラウンドの代替地なのですけれども、できるだけ使えない時間が短くというのは進めていただきたいと思いますのですが、代替地も、やはり高齢者クラブの方は特に、別の場所を探すといっても、遠くは行けませんので、近くでどこか見つけなければいけないわけですけれども、そうしたところを区としてもぜひ力を尽くしていただきたいと思います。やはり高齢者の方、グラウンドゴルフで健康な体を維持しているということもありますので、ぜひそこはお願いしたいと。改めて求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大友公園課長

代替地の確保につきましてなのですけれども、こちらは我々も検討したところではございますが、今、適地としてお示しできるところではございません。そのため、できるだけ短く工事を終わらせるというところの手段で対応していきたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

子供の森公園ということで、まずは、すごく子どもに大人気ですよ。私も子どもの頃、親の車に乗って、兄弟みんなでかいじゅう公園へ行って遊んだのを今でも覚えていますけれども、子どもから子どもへ、兄弟へ、もう40年以上にわたって、口伝えで一つの「かいじゅう公園」という名前が引き継がれるというのはなかなかないと思うのです。それだけ愛着のある公園だけに、子どもたちの思いをしっかりと受け止めていただいて、具体化していただきたいと思います。

伺いたいのですけれども、まず、このかいじゅうですが、大人になったら恐竜だということが分かりましたけれども、恐竜も入っているのだと思いましたが、要するに、もともと何体あったのか。今回の計画では何体になるのか、そこをまず、事実関係としてご説明ください。

先ほどかいじゅうは実施設計の中で検討とありましたが、実は下神明駅の近くにある通称タコ公園も、実施設計の中で、中の鉄筋がさびているのが分かって、そのまま移設するのが困難だということが分かったときに、当時の品川区は思い切ってタコを新しく造ったのです。子ダコは移設できたのだけれども、お父さんかお母さんか、親ダコは新しく造ったのです。

あれはすごい英断だったと思うのですけれども、今回のかいじゅうも、恐らく造った時期から思うと、同様の時期だと思うので、中の鉄筋が腐食をしていて、移設をするには難しいという判断が出るかもしれない。ただ、そのときに、ぜひ新設、新しくかいじゅうを造っていただきたい。子どもたちの期待に応えていただきたいと思いますと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

あと、もう1点、現状、中央にあるのはタコの滑り台だと思うのですが、私の記憶では、現状、タコの滑り台はないのですが、タコの滑り台も新設するというのでよいのか。既に建設委員会でそういうきちんとした資料が出ていたら、私が見落としていて申し訳ないのですが、もう少し公園の概要をご説明ください。

○大友公園課長

現在、こちらの公園のかいじゅうが何体いるのかというところにつきましては、8体いる状況でございます。その公園が何体になるのかというところについては、まだ設計中というところで、固まっていないというところではありますけれども、少なくともというところで、今、それぞれのゾーンに何体かのかいじゅうは配置させていただいているのですが、子どものアイデアを活かした遊具を配置するということにおきましては、まず、高学年のご意見として、中に入れるようなかいじゅうを設置してもらいたいという要望があるので、そのようなかいじゅうは必ず森ゾーンの中には設置したいと考えてございます。

また、低学年の場所、今、タコという形でお示しいただいたのですが、これ、恐竜の頭の部分だったり、しっぽの部分だったり、羽の部分だったりというところで、まだ固まっていないのですが、そちらも低学年用の遊具という形で、恐竜を用いたものを配置したいと考えているところでございます。

○中塚委員

ぜひ子どもたちの期待も高いので、いい恐竜、いいかいじゅうを造っていただきたいと思います。

それともう一つ、かいじゅう公園として再整備ということですが、公園名としては、子供の森公園というものをそのまま残すということですが、いろいろ議論はありますけれども、子供の「供」の漢字を、漢字併記と、最近では平仮名併記にしたり、いろいろありますけれども、そこがどうなるのかというのを一つお聞かせください。

それともう一つ、説明会に当たっての委員会報告の資料は、さすがに全くないよりすごくいいのですが、大体議員の皆さんは現地を知っていますからあれですが、もう少し概要が分かる資料として充実していただければと思うのですが、私にはタコにしか見えなかったもので、違ったのだというところもあったので、もう少し委員会資料は充実していただきたいと思うのですが、最後にいかがでしょうか。

○大友公園課長

名前につきましては、すみません、ご説明すべきだったかと思うのですが、都市計画公園として変えるに当たって、「子供の森公園」という、名称の呼び方はそのままなのですが、子供の「供」を平仮名に変更させていただくことで考えてございます。ご指摘のとおりでございます。

また、委員会資料につきましては、より丁寧に分かる資料という形で工夫していきたいと考えてございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○澤田委員

ご説明いろいろありがとうございます。このかいじゅう公園について幾つかお聞きしたいのですが、まず、駐輪スペースを望む声が以前からあったので、今回整備されるということで、大変うれしいと思っております。

駐車場についても望む声はあったのですが、この資料を見る限りではないのかというところで、例え

ば、駐車場がスペース的に難しかったとしても、それに面する大きな道路に白枠などができたりするとか、そういうことはあるのかというのを聞いてみたいのですが、いかがでしょうか。

○大友公園課長

駐輪スペースにつきましては、一番奥のというところでご説明をさせていただいたところなのですが、可能であればということになるのですが、台数をそれほど確保できないのですが、同様の場所に駐車場も確保できればという形で検討を進めてまいりたいと考えております。

○澤田委員

なるほど。ありがとうございます。駐車場を望む声があったので、台数は少ないかもしれないということですが、できるかもしれないというのは、結構細い道路に何台も無断駐車というか、置いている方も結構よく見かけていたので、そういうのがなくなるのかと思うと、とても安心です。ありがとうございます。

そうしましたら、次なのですが、野球場があると思うのですが、週末などは少年野球で多くの保護者の方が集まっています、子どもたちもワーワーやっているのですが、夏場は本当に暑かったり、あと、待っている時間、座る場所が結構あると、保護者の方も助かるというようなご意見ですとか、あとは、日よけ、今は木が結構わーわーいっぱいあるので、まだ日陰もあるのかと思うのですが、この図を見ていると、野球場の周りの木があまりないので、その辺、日よけなどはどうお考えなのかというのをお聞かせいただければと思います。

○大友公園課長

暑さ対策なのですが、日よけ等の設置というところの具体的な検討までは、ゾーニングの段階ですので、まだ落としていないところではあるのですが、今いただいたご意見も踏まえ、適切な設計を進めてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

○澤田委員

ありがとうございます。ぜひ暑さ対策をしっかりとさせていただければと存じます。

続きまして、水遊びができるような遊具を望む声も以前保護者からいただいたことがありまして、今は出ているところは見たことがないので、コロナの時期とかで見ていないのですが、水遊びできるスペースがあったような気がするのですが、今後はどうなっていくのかというのを、もしお分かりでしたら教えていただければと思います。

○大友公園課長

今は、シャワー型というのですか、オーバーハングで出ているものの、ミストが出ているかと思えます。こちらに代わって、何かしらのミスト広場だったり、ミストが出る、水遊びという形かどうかあれなのですが、一定、水と親しめたり、また、涼めたりするような設備を整えたいと考えているところがございます。

○澤田委員

ありがとうございます。継続してというか、別の形になるかもしれないけれども、できるということで、大変うれしく思っておりますし、期待しております。

最後、あと2点ほどあって、まずは、子供の森公園の近隣には、あまりコンビニだったりとか、何か例えば少し一休みできるようなカフェだったりとか、そういう施設、飲食店などもあまりないのです。でも、小さなお子さんがいらっしやったりですとか、先ほどの野球の保護者でしたり、いろいろな方がいらっしやると思うのですが、今あるのはジュースの自販機のみということなのですが、今後、

ジュースの自販機以外にも何か検討されていることとかはあるのでしょうか。

○大友公園課長

販売の類いのところにつきましてなのですが、こちら、現状と変わらず、自販機だけの設置になるかと思っております。

○澤田委員

なるほど。そうでしたら、例えば、自販機ももちろんいいと思うのです。自販機はとてもいいと思うのですが、例えば、今、いろいろな自販機があると思うのです。ジュース以外にも、ちょっとした軽食だったりとか、子どもに大人気ですが、アイスだったりとか、おむつが入っていたりとか、分からないですが、いろいろな形での自販機、人がいない状況でも使えるようなものというところで、何かいろいろ検討していただければと思います。

最後に、野球場なのですが、人工芝になってしまうのか、それとも、今と同様に天然の芝でいられるのかというところを教えてくださいませんか。

○大友公園課長

現状の計画でお答えさせていただきますと、天然芝の方向で検討を進めているところでございます。

○澤田委員

安心いたしました。天然芝を望む声がとても多かったので、ケアとかは大変だと思うのですが、天然芝でいっていただくとありがたいと思います。ありがとうございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。工事のスケジュール等のところで確認という形になるのですが、工事は日曜日とかはお休みで、平日と土曜日みたいなイメージでよろしいのでしょうか。というのも、隣に一時保護所で学習をするお子さんたちがいるかと思しますので、学習の時間等に、解体ですとか、結構、役所も隣ですとずっとやっていると、長期にわたるので、かなり音がして、職員の皆さんも大変な時期が大分続いているのかと思うのですが、その辺りだけ心配でしたので、できるだけ騒音ですとか振動の抑制であったり、安全に注意していただきたいと要望させていただきたいのですが、その辺りどのようにお考えか、お聞かせください。

○大友公園課長

令和7年度8年度という2か年にわたっての工事となります。この工期の設定につきましては、基本的には土日祝日等々は休工という形になるのですが、やむを得ず土日に実施せざるを得ない工事が出てきた場合は、実施することもゼロではないのですが、基本的には、周りに配慮して、できるだけ音等の振動等少ない工事を実施してまいりたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事について

○塚本委員長

次に、(8)立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

続きまして、立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事についてご報告させていただきます。

本件は、9,000万円以上の工事請負契約の案件といたしまして、本日の総務委員会で報告されております。また、併せて当委員会に工事内容等について報告させていただくものでございます。

資料は、A4判両面刷りのものをご覧ください。

1、経緯でございますが、立会川児童遊園（その3）は、昭和49年の開園から約50年が経過し、隣接する旗の台北公園も、昭和60年の開園から35年以上が経過しており、各種公園施設の老朽化が進んでいることから、併せて改修工事を行うものでございます。

立会川児童遊園（その3）、旗の台北公園の位置につきましては、2の位置図を参照願います。

住所は、3の工事概要の場所に記載のとおりでございます。

続きまして、3、工事の概要のスケジュールになります。本工事は8月7日に契約し、翌8月8日に工事に着手しており、令和7年3月10日の竣工を予定しております。

裏面をご覧ください。主な工種と併せて、完成イメージ図をご確認ください。立会川児童遊園（その3）は、荏原町駅側から見たイメージ図となっております。また、旗の台北公園は、立会川児童遊園（その3）の右図奥側からの続きとなっております。東急池上線側から見たイメージ図となります。

まず、立会川児童遊園（その3）については、通勤、通学、散歩など、通路として利用が多いことから、インターロッキングブロック舗装を更新して、より歩きやすい環境を整備いたします。

遊具は、保育園の子どもたちから人気のある砂場を整備し、犬・猫侵入の防止柵を設置いたします。また、木製の複合遊具を設置いたします。

既存のカエルのオブジェを再利用するとともに、水飲みやベンチもカエルをモチーフとしたものに改修いたします。

トイレにつきましては、バリアフリートイレとして建て替えを行います。

安全第一で工事を進め、多くの方から愛される公園となるよう努めてまいります所存でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○中塚委員

冒頭の説明の最後に、多くの人から愛される公園にしたいということで、ぜひ様々工夫をしていただきたいと。事故なく安全に進めていただきたいと思います。

資料の裏面の植栽工と読めばいいのでしょうか。植樹する植物の名前がそれぞれ記載されております。どういう基準や、また、考えとありますか、思いとありますか、今回児童遊園ということで、子どもが対象の公園ですけれども、植栽の植物を選ぶときに、どういう考えでこれを選んでいるのか、その考えを伺いたいと思います。

私は、ぜひヤマモモ、つまり、実のなる木、私は子どもの頃、西大井六丁目の原っぱ公園にヤマモモの木がありまして、よく食べていました。区のほうから食べていいですか、そういう案内はできないのは分かっておりますけれども、ただ、子どもながらに、なっている実を取って食べて、そこまでおいしいわけでもなかったけれども、何か貴重な体験というか、自然との触れ合いとありますか、今でも覚えているのです。

特にやはり児童遊園ですから、子どもたちにいろいろな体験ができる公園にしていきたいと。その一つが、実のなる木、その代表的な例としてはヤマモモなのかと思うのですが、植栽を選ぶに当たっての区の考え方、ぜひ実のなる木を植えて、子どもたちに様々な体験をしていただきたいと切に願うのですが、いかがでしょうか。

○大友公園課長

樹木の選定についてのご質問をいただきました。こちら、樹木の選定についてなのですが、まず、基本的には、樹木点検の結果に基づいて、樹木の状態が悪いものは撤去いたしますが、それ以外の樹木は残す計画でございます。

新たに整備する樹木ということで、今回列挙させていただいているところではございますけれども、アンケート等々を取った中で、今回、樹木の役割として、木陰の確保、木による確保をしてもらいたいという話、また、花の充実を望む声が非常に多かったという状況でございます。

それを踏まえまして、既存の樹木、高木、ナンキンハゼを活かすことによる木陰の確保、また、季節ごとに花が咲く植栽を選定したというところでございます。春夏秋冬、それぞれに花が咲くというところで、樹種の選定をしたという形になってございます。

○中塚委員

児童遊園を造るのというのは、自治体の特に現場で働いている方の思いがすごく反映してきたと。今まではそう思います。ただ、だんだんだんだん思いも薄れてきてしまったのかという感じが、今の答弁で正直感じて、もちろん木陰は必要です。季節感はもちろんです。

私が提案したのは、実のなるものをつくることで、子どもたちが手を伸ばしたり、環境と触れたり、そういう視点を持っていただきたいという思いで先ほど質問したのですが、その視点はいかがでしょう。

○大友公園課長

今回充実させた内容といたしましては、季節ごとに咲く花をテーマとさせていただいてございます。今回、実という形では、ないというところはあるのですが、花の充実に着眼させていただいて、樹木選定をしたというところでございます。

また別の公園等々での機会を捉えて、今いただいたご意見等々を反映させていきたいと考えてございます。

○中塚委員

花をメインにしたというお話でしたけれども、決して実を否定する話ではないと思うのです。ぜひ児童遊園の公園のそういう植栽一つも、子どもにとってどういう影響を与えるのか。ぜひまた、かいじゅう公園もそうですけれども、親しまれるものになるためには、作り手が様々な思いを込めて、押しつけては駄目ですよ。子どもが自由に遊んでいる中で感じ取るというのはすごくいいのですが、それを大事にしていきたいと思います。

一方で、時代とともに、昔はメタセコイアを植えて、あれは生きている化石ということで、教育目的でよく植えたのです。すごく大きくなりますけれども。ただ、葉っぱが洗濯物にくっついて、ちくちくするというので、今となつては、早く切ってくれという声を伺うこともあるのです。

だから、なかなか今の時代にメタセコイアを植えるというのも、近隣との関係の思うと、難しい時代になっているのかとも思うけれども、一方で、メタセコイアは、いわゆる恐竜時代からある、昔からある、化石にもなっている珍しい木が今も現存しているわけですね。

そういうのを、おじちゃんとかおばちゃんとかが子どもに話を、私が知ったのは大学のときでしたけれども、そういうのが児童遊園に植わっているということが、作り手のメッセージなのかと思うのです。ぜひそういう視点を大事に設計を進めていただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

木製遊具に変わると思うのですが、その遊具の内容を教えてください。

○大友公園課長

木製遊具、こちらにつきましてなのですけれども、こちらも複合遊具として考えてございます。どのような複合かというところにつきましては、クライミングウォールと、あと平均台、また、展望デッキなどを兼ね備えた遊具とさせていただきます予定でございます。

○つる委員

そうすると、今の滑り台と雲梯からそれに変わるというところですね。分かりました。

それとあと、水飲み場は今もあると思うのですが、新しいところも、そうかなと思うようなものも見えるのですけれども、水飲み場の確認と、あと、現在もここに時計はないと思うのですが、時計はこちらの道路側のほうの、立会川児童遊園側のほうにあるのですけれども、奥まった電車のところで、袋小路のところだと思うのですが、時計はつけないのですか。近隣の方とのいろいろな中でないのかとか、その辺りも経緯も含めて教えていただきたいというのと、あと、今と若干変わるのが、スロープ状のところとか、それから、階段のところを見ると、いい意味でも、オリンピックがこの間終わって、スケボーがすごくまた注目されて、パークが別場所にあるわけだけでも、何かやりやすい感じのしつらえかと思うと、ここ、すごい両端が民家ですね。当然電車もあるので、そこまでの昔からのつくりだからというのはあると思うのだけれども、その辺りも含めてしつらえ、つくりを教えてください。

○大友公園課長

まず、水飲み施設なのですけれども、こちらのほう、新たに施設を整備させていただき予定でございます。こちらのほう、新たにカエルのモチーフにしたもので改修をさせていただき予定でございます。

時計につきましては、絵に記載のとおりなのですけれども、新たに両面から見える形で時計を整備する予定でございます。

あと、スケートボードのやりやすそうな場所というところにつきましては、実際にやれる環境というところでスケートボードは考えているところではございませんので、運営上の中で、禁止という形で伝えて、公園利用を図っていければと思っております。

○つる委員

禁止看板が増えると、またそれはそれで公園課にいろいろな声があると思うので、そこはこれまでどおりというところで、静かにいくというのが一番いいのかと思うのですが、あともう一つが、これ、つくりがこういうつくりで、あそこは本当に民家も周りにもあると思うのですが、それはスペースが広くあるので、どこでもいいのかと思うのですが、あえてここは線路沿いのところ、どん詰まりのところとかに植栽もあるので、駐輪スペースみたいな感じで設けたりはしないのか。どこでもとめていいよという感じなのですかね。砂場は、既存のものだと、結構周りに砂がとんでいて、山盛りになっていて、清掃も大変なのかと思って、今度はこういう柵を造って、猫とかがなかなか入りづらくするので、それはそれでいいと思うのですが、その辺の砂利っぽくなっているところで滑ったり

何だりするという含めて、あと、駐輪スペース、公園の中、どこでもとめていいような感じなのですか。ここはどういう感じになっているのか、教えてください。

○大友公園課長

ここの立会川児童遊園および旗の台北公園の改修工事におきましては、駐輪目的とした場所、駐輪専用の場所という形で設ける予定はございません。公園利用の場所においては、邪魔にならない場所に適宜置いていただく形になるのですけれども、駅に近いというところもあり、駐輪対策も兼ね、駐輪場という形での整備はしないという方向で考えてございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○塚本委員長

次に、予定表2、行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会でお示しした視察案のとおり、視察先と調整をさせていただきましたが、先方との調整がつかず、前回にお示しした正副案より視察先および視察項目の一部を変更いたしました。変更後の案につきましては、サイドブックに掲載しているとおりとなります。

行程といたしましては、初日10月28日月曜日に、しながわ水族館のリニューアルの調査のため、岐阜県世界淡水魚園水族館アクアトト・ぎふを視察します。

2日目、29日火曜日、愛知県名古屋市でセーフティーネット住宅、そして、最終日、30日水曜日に、三重県桑名市でMa a Sの取組推進をそれぞれ視察してまいりたいと思います。

また、宿泊については、28日は岐阜市内または名古屋市内、29日は名古屋市内または桑名市内の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など、細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更などが出た場合は、正副一任とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ありがとうございます。

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から事前に質問事項をお送りいただきたいとのことのご依頼がございます。

質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思っておりますが、各委員それぞれ視察先について少しお調べいただいて、どういうことを先方に聞いて確認したいかなどを事前にご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○塚本委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時04分閉会